

第3回 オスプレイ東日本連絡会对政府交渉

2016年1月27日

衆議院第2議員会館会議室

防衛省

日米防衛協力課の中谷と申します。

まず要請事項の1番でございます。CV22 オスプレイの配備撤回ということでございますが、CV22の横田配備につきましてはアジア太平洋地域の重視政策あるいは即応体制整備の一環でございます。このような米国の施策は、我が国をとりまく安全保障環境がいつそう厳しさを増す中で日米同盟の対処能力を向上させてアジア太平洋の安定に資するものであります。従いまして配備計画の見直しを求めるということは考えておりません。

防衛省

それでは要請事項の二つ目でございますが、私は防衛装備庁のプロジェクト管理部の佐古というものでございます。

要請事項の2番目ですが、千葉県木更津駐屯地における米軍及び自衛隊オスプレイの整備工場の計画をやめることということでございます。

普天間飛行場に配備されています米海兵隊オスプレイにつきましては平成29年頃から定期機体整備を開始するため、米海軍によって整備企業を選定するための入札が開始されていきました。10月30日に整備企業を富士重工にするという決定がされたところでございます。防衛省としてはまず一つ目、陸自オスプレイの円滑な導入、二つ目、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、三つ目、整備の効率化、この三つの観点から木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ海兵隊のオスプレイの整備と共に将来の陸自オスプレイの整備を実施することで、日米オスプレイの共通整備化を確立していく方針であります。こういった日米オスプレイの共通整備基盤を木更津駐屯地に確立することは、新たな日米ガイドラインに掲げる共通装備品の修理及び整備の不断の強化、こういったものの実現とそれから沖縄の負担軽減につながるものと理解しておりまして非常に意義深いものと考えている次第であります。今後防衛省としては本件の具体的内容につきまして木更津市等の地元自治体に丁寧な説明を行いつつ、米国政府等との調整を進めていく考えであります。

防衛省（中谷）

要請事項の3番目でございます。まず、事故の調査報告書ということでございます。まず事故報告書でございますけれども、防衛省が保有している事故調査報告書につきましては、これは防衛省のホームページで掲載をしております。

MV22の安全性でございますけれども、これはそもそも2005年に米政府が安全性・信頼性を確認した上で量産を開始しております。政府としましても、MV22 オスプレイが普天間に配備されるに先立ちまして、独自に機体の安全性を確認しております。これに加えま

して平成 26 年に、我が国もオスプレイを導入することを決定しましたが、この決定過程におきましても、安全な機体であることを確認しております。加えましてこれまで国内におきましても安全に運用されており、政府としましては我が国においてオスプレイの安全な運用は確保されていると考えます。従いまして、事故のひとつひとつについて独自に調査報告書を作成するという事は考えておりません。

続いて要請事項の 4 番目でございます。

環境影響評価についての要請でございますけれど、米国外においては受け入れ国の主権との関係から、米国国内法である国家環境政策法は適用されませんが、大統領令などに基づいて国外において環境レビューの実施が義務づけられているのでございます。

米国内における環境影響評価と同様に、環境レビューにおいて環境への重大な影響が認められた場合は、その影響を緩和するための適切な措置が米国政府により講じられるものと承知をしております。

防衛省

要請事項の 5 番目につきまして回答をさせていただきます。わたしは防衛省地方協力局地方調整課の榮森と申します。

要請事項につきましては CV22 の配備に関わる環境レビューということで、そこには訓練内容であるとか重大な問題を評価対象外としており環境レビューに値しないものとして省かれている問題の情報開示と環境影響評価のやり直しを米国政府に求めることということでございます。これにつきましては、環境レビューというものにつきましては、米国外でのアメリカ合衆国の活動によります環境への影響を分析するためにアメリカ合衆国政府が大統領令などに基づきまして、主体的に作成したものでございます。

今般の、CV22 の横田飛行場配備に関する環境レビューにつきましても同様に米国政府の責任のもと作成されたものと承知をしております。従いまして、合衆国政府が作成したものでございましたので、日本国政府がやり直しを求めるという性質のものではないというように考えております。他方で、いずれにしましても政府としましては引き続き CV22 の横田飛行場配備について地元の皆様方の理解と協力が得られるよう丁寧に誠意を持って対応していきたいというふうに考えてございます。

質問事項の回答

防衛省

質問事項の I 番でございます。環境影響評価を行った根拠等（I の 1）ということでもありますけれど、要請の中の回答でも述べましたけれども、大統領令の 12114 及び国防省指令 6050 にもとづいて行われるものと承知をしております。その大統領令などにおきまして一定の場合には配備運用計画の環境への影響を検討評価する環境レビューの実施が政府に義務づけられており、今回これに該当することから環境レビューが行われたというふうに承知をしております。

引き続きまして質問の 2 項目めでございます。私、防衛省地方協力局施設管理課高木と申します。ご質問の 2 項目目は、環境レビューは日本環境管理基準を考慮して作成されたとされるが、日本環境管理基準は日本国内の国防省施設・区域に対する基準とされるがこれはいかなるものでしょうかというご質問でございます。

日本環境管理基準、英語名の頭文字をとりまして JEGS といわれておりますけれど、これは在日米軍の部隊と施設が、人の健康と自然環境を考慮できるように保障する目的で在日米軍が作成した環境基準です。日本の米軍施設区域の中における環境汚染物質の取り扱い方法ですとか保管方法等、こういったものを取り決めた環境に関する専門的な規則でございます。

(中谷)

続きまして質問事項の 3 番目 (I の 3)) でございます。環境レビューの中に記載されている大統領令の 12114、これはどういうことを言っているのかということでございますけれど、米国外においては受け入れ国の主権との関係から米国国内法である国家環境政策法は適用されませんが、一定の場合には大統領令などに基づき、国外において環境レビューの実施が米国政府に義務づけられているということをして承知しております。

続いて質問事項の 4) でございます。この配備計画が公表される中で米国政府との協議の経過を明らかにして欲しいというご質問でございますけれども、日米間では幅広く議論を常日頃に行っておりますが、その内容を明らかにすることは、先方との関係もあり差し控えます。ただ、いずれにしましても日本政府としましては CV22 の横田配備にかかる接受国通報があったのが今年の 5 月 11 日でございます。

続きまして、特殊作戦コマンド AFSOC の任務等についての質問でございます。II の 1) ですね。

米空軍特殊作戦コマンドは空軍の特殊任務を担っていると承知しております。防衛省としましては米部隊の運用詳細につきまして責任をもってお答えする立場にはございませんけれども、任務に即した訓練を行っていることを承知しております。

続きまして、環境レビューに記載されているより強化された能力とは何かというご質問 (II の 2)) でございます。CV22 のオスプレイの我が国への配備により様々な重要な任務を果たす特殊部隊、この有用性を増加させることができます。また米軍と自衛隊の特殊部隊間での共同訓練が可能となるなど日米の相互運用性の向上にも寄与することを指しております。加えまして大規模災害等における対処能力、これも向上いたします。

続きまして II の 3) の事項についてお答えをさせていただきます。

質問事項につきましては特殊作戦コマンドと CV22 の配備は横田基地の軍事的性格を変更するという部隊の配備である、受け入れに当たっては国会審議であるとか関係自治体との協議や受け入れるかなど丁寧な手順を踏むべきで日本国政府としてどのような姿勢で臨むのか明らかにしていただきたいというふうなことでございます。

これにつきましては、配備の意義ですが、CV22の我が国への配備につきましては日米同盟に対する米国のコミットメントを内外に示すものですし、我が国へのCV22の配備によりまして様々な重要な任務を果たす特殊作戦部隊の有用性を増加させることができるというふうなことでございます。で、このようにCV22の我が国への配備というものは、日米同盟の抑止力、対処攻撃能力を向上させるものでございまして、アジア太平洋地域の安定に資するものであると考えております。これにつきましては関係する自治体に対しまして我が国の、今お話をさせていただきました安全保障における意義につきましてはもちろんのこと、安全性等につきましても現在、丁寧に説明しているところでございます。引き続き配備に関係する地元の皆様方の理解とご協力が得られるよう努力をしていくというふうな考えでございます。

続きまして次のⅢの提供施設、空域または区域外の米軍の訓練について、これの1)のお答えをさせていただきたい。ご質問事項につきましては訓練空域として国内に4箇所ということで、ここに東富士、ホテル、三沢対地、沖縄が示されていますが、こうした訓練空域での内容であるとかルート、時間帯、日数、こういった情報が示されていないということでございますけれど、政府としてこれで十分とあると考えているのかということでございます。これにつきましては、先ほど要望事項にもお答えさせていただきましたとおり、米国外での環境レビューというのは米国外での活動による環境への影響を分析するために合衆国政府が大統領令などに基づき主体的に作成したものでございます。今般のCV22の横田配備につきましても米国政府の責任の下、作成されたものと承知をしております。そういったことでございますので、米国政府の責任のもと作成されたものでございますので、当レビューの記載内容に対するコメントというものは差し控えさせていただきたいというように考えているものです。

防衛省

続きまして3)のほうについて説明させていただきます。3)については、低空飛行訓練や夜間飛行訓練、これらの訓練の記述がない。これらの訓練について政府としてどうかんがえているのか、政府としてどう協議したのかということでございます。

環境レビューというものは先程來說明をさせていただいてもらっていますが、繰り返して恐縮なんですけれど、米国の大統領令に基づいて合衆国政府が主体的に作成したものでございます。合衆国政府の責任のもと作成されたものということでございますので、やり直しを求めるというものではございませんということをまず説明させていただきたいと思っております。

他方、計画からはCV22というのは各種事態におけるアメリカの特殊作戦部隊の迅速な長距離輸送という主たる任務を達成するために、通常の飛行訓練に加えまして低空飛行訓練であるとか夜間飛行訓練であるとか実施するというふうになると説明を受けているところでございます。アメリカ側の方はCV22の日本国内における飛行運用というふうなこと

については、地域住民に十分な配慮をして最大限の安全対策をとるということを明言してございまして、MV22 に関する日米合同委員会合意を含めて既存の全ての日米間の合意を遵守するというふうにしてございます。政府といたしましては日米合意が適切に実施されるよう米側との間に必要な協議を行っていく考えでございまして。

4) でございます。横田基地配備後の CV22 が MV22 普天間配備に示された6つの低空飛行訓練ルートを使用するのかということをお知らせくださいということでございます。

この MV22 で示された6つのルートと言うのは例のブルールートであるとかオレンジルートであるとかそういったことをおっしゃっているのかと思います。そういった記載が MV22 では記載されていることは承知をいたしております。他方は、米軍は飛行訓練の目的達成であるとか飛行の安全確保であるとか、住民への影響の抑制の必要性を安定的に満たすというふうな観点から一定の飛行経路を念頭に置いて飛行するというふうなことは、承知をしておりますけれども、ただ、具体的な飛行ルートの詳細につきましては、米軍の運用に関することでございますので承知をいたしていないところでございます。

引き続きまして大きなIVの騒音などの問題についてで1) についてお答えの方をさせていただきますと考えております。

ご質問の方は CV22 の騒音レベルということで航空機の騒音レベルと同等であると環境レビューには記載している、ただ CV22 が横田に配備されることによって騒音の総量は増えることになると思われるがどうかと、また騒音訴訟で損害賠償が認められている現実というものを真摯にとらえればこういった飛行場の周辺の違法な状態なり環境の改善をまず優先的に取り組まなければならないのではというのがご質問事項でございます。

これにつきましては、CV22 の騒音につきましてはすでにここで書かれておりますとおり、現在横田飛行場に配備されております航空機と比較いたしますと、現在大半を占めております C130 輸送機というものがございまして。それとヘリコプターでは UH1 ヘリコプターという航空機が横田には常時配備されておるところでございますけれども、これらの航空機の騒音とほぼ同じであると、横田飛行場の周辺ではそういう著しい影響がないと米軍側から説明を受けているところでございます。またあの、米軍は横田飛行場に所在する航空機の騒音による地元の皆様への影響を可能な限り低減させるため従前から取り組んでございまして横田飛行場の航空機騒音規制措置というものを日米合同委員会で合意をいたしております。なおあの、これに書いてあるとおり、横田飛行場の騒音訴訟に関してはこれまで第四次の訴訟について判決が確定しております、いずれも原告の方々に対する損害賠償を命じられているところであります。いずれにいたしましても、横田飛行場の周辺始め地元の皆様方の CV22 の騒音に対するご懸念ということに対しましては、十分認識をいたしております。政府としては、CV22 が実際横田飛行場に配備された後、周辺騒音の状況を含め、それに対して現実的に対応していく考えです。

沖縄調整官付きの加藤といいます。次の質問2) ですが、環境レビューには沖縄防衛局

を通じて日本政府はヘリコプター及び MV 22 オスプレイによる低周波音も具体的に測定しているところがあるが、その測定結果を公表して欲しいというご質問ですが、ご指摘の測定結果につきましては、普天間飛行場代替施設建設事業に関わる環境影響評価書に記載しております。沖縄防衛局のホームページで閲覧することが可能になっております。

引き続きまして大きなV番目の横田基地内の工事などとして1)と2)がございます。1番の方でございます。CV22が配備されます横田基地の駐機場のコンクリートを表面処理する必要性を環境レビューでは言及しています。いかなる表面処理をおこなうのかというところでございます。

CV22の横田配備に関する環境レビューによりますと、米側が実施する施設整備につきましては駐機場の表面処理が必要になるというふうな記載があるということは承知をしています。ただ、それ以上の具体的にどのような表面処理を行うのかということにつきましては、米軍から説明を受けているわけではございませんのでお答えすることはできない状況でございます。

次に2)でございます。横田飛行場の暫定駐機場のシミュレーター、弾薬・装備保管施設建設など準備工程にあたるフェーズ1がすでに2015年度予算により配備を前提として工事が始まっていると読めるがそれは事実なのかというところでございますけれども、環境レビューによりますと、そういった横田、CV22の横田飛行場への配備に伴いまして、格納庫の建設であるとか誘導路であるとか緊急着陸パッドの建設、そういったものの整備が行われるというふうなことは承知をいたしております。ただ、工事の開始の時期について、現地の米側から説明を受けているわけではございません。

引き続きまして大きなVI番の方について回答をさせていただきます。

CV22の配備や米軍の訓練によって影響を受ける自治体への説明についてというところでございます。環境レビュー公表後に説明しているのでしょうか、また国内4箇所の訓練空域に関する自治体への説明実施予定や状況についてというふうなことでございます。

米側の方は横田飛行場にCV22を配備して運用することによりまして横田飛行場とその周辺地域を含めまして運用が想定される地域、の環境を予測評価するために環境レビューを実施したというところでございます。この環境レビューにつきましてはみな様ご承知の通り、横田飛行場に加えて東富士演習場、三沢対地射爆撃場、ホテル空域や沖縄における訓練場など記載されているところでございます。これにつきましては、昨年10月以降、横田飛行場の関係自治体を始めまして本土や沖縄の関係自治体に対して、説明や情報提供を行ったところでございます。これにつきましては、関係自治体の皆様のご理解ご協力が得られるよう引き続き丁寧に説明を、対応をしていきたいと考えているところでございます。

次に[II]安全性についてのご質問です。1番目でございますけれども、このオスプレイの離着陸時の排気熱の温度についてということでございますが、こちらの環境レビューによりますと、エンジンナセル、排気が出てくるところでございますね、そこから出る温度というものがだいたい約268度、しかしながら地表に到達した時点、だいたい1.3メートル、

まさに離発着をするという高さにおいて、地表に到達する温度というのは周辺の温度から約 66 度上回るものというふうに記載がされているところでございます。他方、この離着陸の際に、地面に接している際にですね、排気デフレクターとってですね、排気の向きを変えろという機能が付いてございますので、そのような場合には、エンジンからの排気が地上に直接当たることはないというような仕組みにはなっております。

次に 2 番目のオスプレイの最新の事故率についてのご質問です。

事故率というのはいくつかありますけれど、まず、これは安全記録の 1 つの指標でございます。ですので機体以外の要因、いろんな整備ミスなど、そういった事故も全てはいつておりますのであくまで機体の安全性をこれひとつで評価するのではなく、目安のひとつとして考えるべきものというのがまず、述べさせていただきたいと思っております。その上で、MV 22 の事故率、飛行時間につきまして、できるだけ最新のものを防衛省として承知してましますのは、2014 年 9 月末時点での事故率 2.12、飛行時間約 189,000 というものでございます。なお、CV22 につきましては 10 万飛行時間に達していない機体でございますので有意な事故率を算出することは困難であります、その上であえて出すとしますと 2015 年 9 月末時点で 5.84、飛行時間は約 51,000 とう状況でございます。

続いて 3 番目のご質問でございます。ハワイでの事故の件でございますが、米側から、ハワイでの事故を受けまして砂塵内での飛行時間をさらに制限するような飛行マニュアルの改訂であるとか、砂塵内の飛行時間の制限についての教育、こういった再発防止策がとられているというふうに説明を受けております。ご質問にあるような追加的な改善措置、これは航空機の長期にわたる運用期間を通して不断に行われていく一般的な改善措置の一環でございます。従いましてそれらが直ちに履行されなかったからといって、航空機の安全性に問題が生じるといった性質のものではございません。しかしながらこういった改善措置が今後とられていくかについては、防衛省としましても注視をしております。

続いて 4 番目のペルシア湾での事故、2014 年のですね。ペルシア湾での事故についてのご質問でございます。このサンディエゴ・ユニオン・トリビューンに記載された記事については承知をしております。防衛省としてはこれまで、米軍オスプレイの重大事故が発生した際には、米側に対し、情報提供を申し入れており、本件についても同様に申し入れをしているところでございます。

外務省

先ほどの大きな III 番の 2) のところなんですけれども、私、回答の調整をさせていただいたものなんですけど連絡の齟齬がありまして、今、大至急調整しておりますので少々お待ちください。

以下、質疑：

新倉

環境レビュー全体に関してですけれども米側が作ったものに対して、内容について日本政

府は何かいう立場にないというような一貫した姿勢が示されて、我々が聞きたいことに関してはほとんどお答えいただけないという印象なんですね。その環境レビューに示された内容について、皆さんが、普通にそれを読んでちょっとこれは不十分ではないかとか、これ全然中味がないんじゃないかとか、いうふうに仮に思ったとしても聞かないということなんですか。聞いちゃいけないというふうに決まっているものなんですか。

防衛省（榮森）

先ほど私の方から、一貫して説明を申し上げたように、アメリカの国内法令に基づいて作成されたものと、申し上げさせていただいてきたところがございます。で、あの、先程来から申し上げているように、まさにその、たとえばアメリカの国内法令に基づいて作成されてきているものですので、基本的に我が国政府として、それについて十分であるとか不十分であるとか、その内容についてコメントなんか言うような性質のものではないと言うふうに考えております。いうふうなことをご説明させていただいてきたところです。

新倉

それですとね、そもそもその環境レビューをどうして作ったかという、関係する自治体や関係する地域の皆さんにオスプレイの今回の横田への配備については、これこれこういうふうなことについては、これこれこういうふうな手当をしているからどうぞその配備について容認してくださいというふうなために作っているわけですよね。だけど、そういった自治体や地域住民の皆さんの疑問に答えるような内容になってなければ、そもそもその環境レビューを自治体や地域の皆さんに、示す理由がないじゃないですか。アメリカ政府はこういうものを作りました。アメリカ政府は主体的にアメリカの法的根拠に基づいて作ったものですから、その出た結果、内容に関しては日本政府はコメントする立場にない、とすれば何のために地域住民やら自治体に環境レビューを示すんですか？

防衛省

整理しますと、今の質問は 2 点あったかと認識しますが、まずアメリカが環境レビューを作成したのは地元で説明するために作成したんじゃないですかというのが 1 点目。2 点目というのが、なんでそれじゃあ、説明に値するような内容になっていない点はそのような目的で作ったのに、それを説明する内容になっていないのはおかしいんじゃないかというのが 2 点目だったかなというふうに理解しているんですけど。

その 1 点目のところなんですけれど、まず、環境レビューを作成する根拠というのが先ほどから説明させていただいている大統領令であるとか、国防省指令というふうなものに基づいて作成している。これはもちろん、アメリカ合衆国の施政権がある外、アメリカの国外に装備品を配備する際に、そこをその環境に対してどういう影響があるのかというのをアメリカの中で政策決定をしていくにあたって、作成したものだというふうなものに立っております。それをここでは、なんですかそれについて日本国政府がどうこういう立場

にないということを先程来から申し上げさせていただいているところでございます。

で、もう 1 点の方は我々は環境レビューの方を入手いたしましたのが、その内容については 5 月の時に接受国通報を受けまして、地元の自治体の方にいろいろご説明させていただいているところであると、であの、こういうご説明いただいている中で、入手した資料は、地元の方々の理解の一助になると考えておりますので、それについて和訳を作成したり、あるいは双方で内容について事実関係を確認したりとかしてですね、それでちょっとご説明をさせていただいていたというふうなところでございます。

(答えになってないよ！)

新倉

NEPA が海外の米軍基地に対しては適用されていない、NEPA が適用されないからその代行措置として大統領令でやっているわけですね。そもそも NEPA という法律はアメリカ政府が事業を起こすときに、自然環境だけじゃなくて、社会環境に対しても悪い影響を与えかねない、それに対して事前に環境影響評価をやるわけですよ。地域の皆さんに対しての縦覧もあるし、地域の皆さんを、その社会的、自然環境に与える影響が、もし悪い影響を与えるということであれば、その地域住民の皆さんがそれを被るわけですよ。そのために環境アセスをやるわけですよ。大統領令は米軍の活動であるから、特に海外の米軍基地に対してのことだから、NEPA というアメリカの国内法が適用されないから大統領令として対外的にやっているわけですよ。でも大元の精神は NEPA の環境影響評価ですよ。それは地元の皆さん、実際被害を被る人たちを説得するために必要な環境影響評価なんですよ。でも、中味がこれじゃあ、地域住民を説得することはできない、これについては全然説明になっていないということをアメリカの側の計画を受け入れる日本政府の側の皆さんとして、当事者なんだから内容についてこれちょっとおかしいんじゃないですか、不十分じゃないですかというのは本来 NEPA という法律の性格からしても必要なことなんですよ。そこ、一番重要なところですよ。アメリカが作ったものだから何も言えないというんじゃない作れるんですか？

(横田は日本なのか？)

湯浅

一番中心の問題に今、入っちゃっているんですが、要請事項の I 番と II 番というのは平行線になるのであまり言うてもしょうがないかなと思っているんですけど、I 番と II 番は時間をもたないなので今日はやりとりしませんけれど、今の言ってみれば IV 番の問題ですね、それは質問事項の (I) の 1)、横田 ER を行った根拠、その目的などというところに密接に関係していると思うんですけど、先ほど防衛省の中谷さんは環境レビューが必要であると判断したということに対するお答えの中で何も答えてなかったんですよ。大統領令に従って、基づいて行われたものでそれに該当するというふうに説明されたけど、どういう意味で該当するかということが、今、新倉さんが質問したことと密接に関わって

くと思うんですけど。どういう意味で該当すると判断されたのか、そういうことを日本政府としてどう把握しているかを説明して欲しいんです。

防衛省日米協力課中谷

先ほど該当すると言いましたのは大統領令などにおいて一定の場合、評価、検討評価するということが義務づけられていると、その一定の場合と言いますのは、環境に影響を与える恐れのあるような行動、そういったものがあるときには環境影響評価をして、その影響というものがどういうものか確認をする。今回の CV22 の配備についてもこれに該当するから環境レビューが行われたものと承知をしております。

湯浅

どういう意味で CV22 の配備が環境に影響を与えるというふうに考えたのかということが問題ですね。その中味が。

防衛省

まあ、この必要か必要でないか、一定の場合に当たるか当たらないかという判断につきましては、日本政府として判断するものではございません。推測すれば新しい装備品などを配備する際にはこのような環境影響評価というものが、だいたい実施されているのではないかというふうに感じています。

湯浅

ほとんどお答えになっていないんですけど。別の観点から聞くと、MV22 の普天間配備の時には膨大な環境レビューが出ているわけですね。その中には先ほどお答えにもありましたように、低空飛行について私たちも予想してなかったことなんですけれど、6本のルートを地図できちっと示してあの環境レビューの段階では、月に数日程度ですか、岩国と東富士を拠点に東と西で低空飛行訓練をこのようにしますよと、非常に詳しく書かれていました。今回の CV22 はそういうことは一切、書かれてないというふうに私たちは認識しているんですけど。そういう訓練の中味、あるいは訓練施設の行き帰りに何をするのか、訓練場で何をするのかということも何も書かれていない。訓練空域を4つだけ名前を出しただけですよ。それは後で確認したいと思っていたんですけど、そんなことが環境に与える非常に重要な影響の要素の中心にあるんじゃないかと私たちは推測するんですけど、それがあえて書かれていないレビューが出て来ているわけですよ。何のためにつまりどういうものが該当すると判断したのか、非常に理解しがたいものが出て来ているということは認識されているんですか。外務省・防衛省としては。

防衛省（榮森）

おっしゃられたように MV22 の時はかなり詳しい本土については飛来するとかあるいは沖縄の中でいろいろ訓練情報を使うとかいうふうなことを、おっしゃられたように飛行ルートなども記載されていたことも承知をしています。他方今回の CV22 の横田飛行場配備に関

わる環境レビューにはそこまで詳しい内容というのは書かれていないというところは単純に比較していただければわかるところではございますけれど、他方でこの環境レビューにつきましては先程来説明させていただいた通り、アメリカ合衆国の国内法令に基づいて作成されている資料でございます、アメリカ合衆国の中の今回の CV22 の横田飛行場配備については、すでにお手元にお持ちの方もおられると思いますけれども、作成した主体が空軍特殊作戦コマンドというところで、その合意に基づいて作成しているというところがございますけれど、その内容の差についてですね、日本国政府としておかしいだとかおかしくないとかそういったコメントをするという性質のものではないというふうに考えております。

(まじめに答えろよなどの野次で騒然)

新倉

いや、アメリカの国内法に基づいて作ったものに対して、日本の国内法を使っただとえば中味については是正措置をとるとか法的なことを挑めと言っているわけではないんですよ。出て来た結果がおかしいだろう、全然中味がないだろうと言うことはいくらアメリカの国内法に基づいて作られたものだったとしても、日本政府として当然言えることでしょう。なんで、そこで、言えないという結論が出てくるの？そこがよくわからない。

静岡鈴木

先ほど一番最初に質問のあった、環境レビューに不十分さあるいは疑問があっても聞いてはいけないのかどうか、この点について YES か NO かでお答えください。

防衛省

いや、いろいろ、こう、先ほどから繰り返しになって恐縮なんですけれど……。

鈴木

繰り返さなくていいからさ、YES か NO かで答えろよ！

防衛省

大統領令に基づいて評価されたものでその内容についてコメントするというのは考えていません。

鈴木

聞いちゃいけないということですか？そういう答えですか。

矢野

丁寧な説明をすると言っているんでしょ。

鈴木

全然丁寧じゃないじゃないか。

矢野

その丁寧な説明ができないじゃないですか。今日みたいなことを言うんでしょ。地元自治体に丁寧な説明をすると言うときに。

湯浅

自治体や住民に説明する内容ないですよ。

矢野

丁寧な説明の底が知れますよね。

鈴木

アメリカからこう言われただけじゃないですか。

新倉

よく持って行けると思うよ。自治体に。

鈴木

騒音の被害を受けるのは地元なんだよ。墜落する可能性だって地元なんだよ。それに答えずして何なんだよ。ちゃんとやれよ。おまえら政府の役人なんだろう！

小原

ちょっと今のところをずっとやっちゃうと、全部時間費やしちゃうからいったん先に行きますから。もう一回これ、今のはね皆さん言っているように全然説明になっていないわけだから、それで、自ら丁寧な説明をこれからするって言うことが何回か出て来ているわけだから、もう 1 回回答を後ほどいただきますけれど、ちょっと先に 1 回行きますから。えっと今のは[I]の I のところの関係ですね、ではⅡ番、まあこれは今のやりとりで根本的に関連してくることもあるんですけど、具体的な質問に対する回答についてここを最初に行っちゃいたいと思いますから。

矢野

大きな I 番の答えが同じものになるかと思うんですけど、レビューには場合を分けて代替案などが示されていますよね、それはなぜなんですか。代替案 1、あるいはそれをとらなかった場合、それは日本政府にこういうふうなことがあってそのどれをとりますか、そういう投げかけなんじゃないですか。それがひとつ。それからこの先ほど明らかに出きないとおっしゃいましたが、レビューが作られたのが 2 月 24 日になっています。5 月に接受国通報があつて、レビュー自体が公表されたのが 10 月、その日付についてはどういうことなのかそのへんのところを明らかにしていただきたい。

小原

これは I の 4) ?

矢野

そうですね。

防衛省

まず日付についてなんですけれど、表紙に書かれています 2 月につきましてはアメリカ合衆国のほうが環境レビューを作成した日にちだと承知をしております。接受国通報を受けたのが 5 月 11 日でございます、地元の方々に対して説明におうかがいしたのが、翌日になります。環境レビューのご説明をさせていただいたのが 10 月の 15 日だったと思いますけれども、環境レビューを受領いたしましたのが 7 月でございます、その間、和訳の検

討であるとか資料の作成であるとか、あるいは内容の事実関係の確認等でありまして、10月にご説明におうかがいしたというところでございます。

先にお話のございました、環境レビューの中には三つの案が示されているところがございます。ひとつがCV22を配備するに当たっての施設整備、ひとつは、まず施設整備がございます。これはあの、中に詳しく書かれている施設整備がございます。もうひとつの案が、二つ目の案というのはCV22が横田飛行場に配備されるのに伴いまして、横田飛行場の中に、案1と同じように施設整備をするんですけども、この施設整備を、別なと言いますか、施設整備の別案を示したのが案2になります。三つ目の案というのが、そういったCV22オスプレイ配備自体を何も行わなかった場合というのが三つ目の案というふうな形になります。この三つの案が示されているところでありまして。これについては、あの、なんかこう先ほどお尋ねがありましたように、日本国政府に対して、どの案がいいかと考えて欲しいとか、そういった案件のものではないというふうに承知をいたしております。

矢野

ではなぜ、そういう案を作ったのですか。

防衛省

そこは、なぜそういう案が記載されているのかというについては具体的に承知をしておられないところがございますけれども、ただ、こう一つの案、これはもう全く個人的な話になるのですが、三つの案を比較することによってそれらの影響を比較することを目的としているのではないかと推量されるものです。

湯浅

手続き的なことで言うと、要するに接受国通報がなされて2ヶ月後くらいに環境レビューを日本政府が初めて見たということなんですか。それちょっとおかしいんじゃないですか。MVの時は最初に2012年の6月でしたっけ、環境レビューが公表されてという経過だったと思うんですけど。

新倉

2012年4月だ。

湯浅

4月ですかね。公表されたのは6月だったんじゃないかな。

新倉

じゃあ、作ったのが4月か。

湯浅

いずれにしても通告がなされる前に環境レビューが公表されたと思います。本来そうであればおかしいでしょう。環境への影響を評価する作業があつて。2月24日付けのものを7月に受け取ったとき、日本政府としてはどういう顔をしたんですか。

(笑)

金子

5月の時にもどういう態度をしたのか。環境レビューは？と言ったのかどうかも含めて。
福本

5月の時に説明書があったけれどもその中に、今回の環境レビューと同じ図版が載っているでしょう。なんかもらっているんじゃないの？

それから和訳したのは誰なんですか？誰が責任とるんですか。和訳に対して。これ、和訳するとき、英文と和訳で違う場合があるでしょう。誰がどういう責任で和訳をしたのか、そして、その和訳をする際にアメリカ政府に対して質問をしたのか。ただ、勝手に和訳をしてアメリカ政府も確認したはずでしょ。この和訳でいいかどうかということについて。そういう責任というのは誰が責任を負って和訳をしたのか。それからさっきも話に出たけど、周辺自治体に説明したって言ったけども何も説明してないですよ。環境レビューについては。ただ置いていっただけでしょう。そういうことで説明をしたなんていうような経過を説明されちゃうとですね、本当に日本国政府は何考えているんだというふうに思わざるを得ないですよ。もっときちんと説明してくれませんかね。

小原

今の件は前回のやりとりの時にあったんですよ。それから追加で説明に行っただけのことじゃないでしょ。追加で説明に行っただけということなら、そういうふうに言ってくださいよ。自治体に対する説明の件については、今説明があったように、前回皆さんとやりとりさせていただいた時も、ただ置いていっただけじゃありませんかという指摘はこちらからしているわけだよ。

防衛省

まずあの、日付の関係なんですけども、5月に接受国通報をいただきまして、その接受国通報の翌日、そして数日おいて5月の15日だったと思いますけれども、またあらためてご説明にうかがっているところがございます。

あの、環境レビューにつきましては、5月の先ほど14日と申し上げたと思いますが、14日に関係する自治体にご説明に行っているの、環境レビューについては、その環境レビューの内容について、レビューの構成であるとかあるいは環境レビューに書かれているアメリカ側がとろうとしている施設整備の計画であるとか、あるいは運用に際しての横田飛行場で騒音軽減措置を遵守するとかそういったことが書かれているというふうなこと、それと環境レビューの中で様々な空域であるとか大気質であるとか安全性であるとかこういった内容が記載されていることと記載内容について自治体の方々に対してご説明をさせていただいた次第であります。

湯浅

あと、彼が質問したことについてはどうなんですか。5月12日から数日間の中に、自治体に説明したときに説明資料がありますよね。6ページくらいの。その説明資料はどういうふうに入手をして、日本語に訳したものなのかという質問と、環境レビューの和訳は、誰がどういう手続きでやったのか、その二つのご回答をいただきたいのですが。

防衛省

5月に接受国通報を受けて説明にうかがった時には、パンフレットでご説明をさせていただいているところです。このパンフレットについては防衛省のホームページに掲載させていただいているところですが、この内容につきましてはアメリカ側から聞き取った内容をパンフレットとして作成をいたしましたものでございます。

で和訳については政府として仮訳として作成させていただいたところです。

湯浅

仮訳といってもそのまま日本側としてどなたかに依頼をし、外務省なり防衛省としてこれで行こうということで仮訳したままであって、それをアメリカ側にどなたか日本語ができる方がいて、チェックしたとかそういうことがないということですね。

防衛省

日本側の方で仮訳を作成したということでございます。

外務省

外務省の日米地位協定室の菅井と申します。一般的にこういうアメリカ側とか、外務活動で作った文書というのは日本側で和訳するんですけど、ひとつひとつについて外国政府に日本語ができる人がいる政府ばかりでないんで、チェックをかけるということは、基本的にはないんで、よっぽど重要な条約とか結ぶ、そういったものについてはそうしますけれども、たとえば有名な国連憲章とか全世界の加盟国、それぞれの自分の国で訳を作っているわけで、特別に環境レビューであるから特別にそうしているわけではございませんので、それはちょっと誤解のないようにお願いします。

湯浅

聞き取った内容をパンフレットにしたというのは5月11日に通告があつて翌日にそれを使っているわけですね。ということはそれよりもたとえば1ヶ月くらい前あるいはもっと前に日米の間で政府間でのやりとりがなければその内容は確定できないですね。それと、2月24日付けの環境レビューがアメリカ側で作られていたという関連性はどうか。

防衛省

パンフレットは翌日には使っておりません。

湯浅

いつですか？

防衛省

パンフレットについては5月の15日にご説明しております。

湯浅

ほとんど変わらないですよ。四日しかないのにそんなものすぐできるわけないでしょう。

矢野

先ほど質問の中にあつた、接受国通報を受けたときにレビューはあるんですかというふうに聞かれたんですか？

金子

合わせてね、前回 5 月の時にも、聞き取りをしたというふうに答えられているけど、相手が誰なのか、在日米軍の担当は誰か、ないしは空軍の本国の担当なのか、その相手をしっかり教えて欲しい。あと、日本側の受けた、議論をした、聞き取りであれだけのものを作るというのは、かなり優れた能力を持っているものと思うんだけど、4 日間で作ったというのだから。

防衛省

日米間のやりとりにつきましては相手方があると思いますので、お答え等は差し控えさせていただきますと思います。

(だからこそ公表しなきゃならないんじゃないの)

小原

それじゃあ、こういう申し入れをしたって全部答えませんよというのと一緒じゃないですか。

(秘密にするほどのことでもないんじゃないのか)

福本

4) のところで出てますけれども、先ほどいろいろ質問出ているけれどきちんとした答えが返ってこないんですが、政府と行った配備に関わる協議の経過を明らかにしていただきたいということなんですけれども、どうも先ほどからの答えを聞いていると協議はなかったということしか聞こえないんですけれども。これについて YES か NO かお聞きしたいですね。要するに協議はなかった、ただ和訳しただけです。和訳したときも相手のチェックは入れなかったと。勝手に和訳しましたというふうに聞こえるんですけれども、それで正しいかどうか。お答えいただきたいと思います。

小原

どうですか？そういうことでしょうか。そういうことでいいんですね。そういうことで理解しますけれど、我々は。

防衛省

環境レビューについての、これは米側が作るものですから、皆さんいろいろ言われてますけれども、その中味について協議したわけではなくて、ただ、和訳をするにあたって意図したところは何かというところは、確認をして和訳をしているんですよ。

福本

わたしが言っているのは、CV22 の横田配備計画が明らかに公表される経過の中で、日本政府が米国政府と行った配備に関わる協議の経過があったかどうかということを行っている。さっきから聞いているとなかったと。いうふうにしか聞こえないんですけど、それで正しいかと聞いているんです。

防衛省

まさに配備の件に関しましては、接受国通報があったというのは 5 月 11 日ですが、それ

に至るまでのやりとりにつきましては、これは何度も繰り返しのなりますけれど、これは相手のある話になりますので日本が勝手に公表するわけにはいきません。

福本

そういうことを言っているんじゃないくて、今までの中、いろんな経過がある中で、協議はちゃんと行ったんですかということについてなんの返事もないんですよ。

矢野

公表できないけどもあったということですね。

防衛省

日米間で幅白くやりとりは行っております。

福本

あれば、環境レビューについてもそうだけでも、今までの配備決定にいたるまでの間で、日本政府の責任というものはあるんですね。

金子

やりとりをしているってことはね。

福本

なければ、わたしたちは知りません、さっきの中でも、説明を受けていませんなんていう回答があったけども、責任持てない、中味についてはね、わたしたち協議はしてなかったということなんだけども、協議をしているのであれば日本政府に明らかに責任はあるわけだよね。環境レビューだけでなく、環境レビュー発表に至るまで、今までの経過の中で協議はあったかなかったかって言っているんだから。意味わかんない？

防衛省

繰り返しのなりますけれども幅広く議論はやっておりますけれども、その内容につきましてはお答えは差し控えます。

小原

答えは差し控えるけれど、政府で責任持って協議してきたってことでいいわけですね。なんかあるかも知れないわけでしょう、これから。

湯浅

協議はいつから始まったのかということと、先ほど金子さんが聞かれた相手ですね、どこの部局と、日本側は外務省と防衛省のどことどこ、ということは公表できないんですか。

金子

いずれ、外交文書の公表で出てくる話だよ、いくら今隠したって。

防衛省

繰り返しまして恐縮なんですけれども、日米間ではアジア太平洋地域の協力体制について幅広く議論を行っているところでございますけれども、その内容については先方の関係がありますので差し控えさせていただきます。

小原

さっきの NEPA の問題と同じでここで止まっちゃうとあと、40 分終わっちゃうから。

湯浅

いつから始まったということは？

防衛省

それも含めてお答えできません。

(国会の質問でも同じ答えを出されるんですか？) (質問主意書にどうですか)

防衛省

同じです。

矢野

いや、それはまた違うかも知れないですね。政治的な配慮があって公表するかも知れない

新倉

同じということを決めるのは、皆さん方ですか？

外務省

外交、政府との個別のやりとり、日米だけでなく、二国間だけでなく多国間でもそうです。

新倉

皆さんが判断するんじゃなくて自動的にそう決まっているということですか。

外務省

自動的にというのはですけど、それを逐一話してしまうと今後外国との交渉ができなくなってしまう、そういう実体的な被害があつという間に生じるものですから。

新倉

こちらにしてみれば具体的な被害が生じているんですよ。確実に。

外務省

いや、交渉においてです。そういういつ始まったか、誰と誰がやったか、どういうタイミングでどっちが何を言ったかというのは、公表してしまうとこれは、……。

(TPP の交渉なんかオープンになっているんじゃないですか、いつから交渉やったとか)

外務省

それはしたくてなったわけではなくて……

(笑)

新倉

個別で決定するわけですね。

外務省

個別で決定した結果、必ずそういう形で欠陥が生じるわけです。

矢野

いろいろ明らかになっていることもあるわけですから、政治的な判断で国会で明らかにされる場合もあるんじゃないですか。ここで、我々に対して明らかにされなくても。

小原

時間がどんどん過ぎていくから……、回答をうけたというふうにわたしたちは認識しませんが、特殊作戦コマンドのところは。

湯浅

これも何も答えられていないんですよね。特殊作戦コマンド、特殊作戦部隊の任務というものを日本政府としてはどういうふうに認識されているんですか。環境レビューを見る限りでは何もわからないとしか、私たちには見えないんですけど、それも含めて、環境レビューの中には特殊作戦コマンドの任務は書かれていると認識しているのか認識していないのか。

小原

アジア太平洋地域における抑止力にとって重要であるとか、日米相互運用の有用性とか具体的には言っているわけだから、中味のことを知っていて言っているわけでしょう。そうじゃなければそういうふうに言えないわけだから。それを明らかにしてくださいと言っているわけです。

防衛省（中谷）

一般的にですね、米軍特殊部隊の一般的な役割というのは、通常の部隊ではアクセス困難な地域に迅速にまた隠密裏に進出をするだとか、戦略上戦術上、重要な秘密を収集するだとか、テロの脅威への対処であったり、あるいは人質を救出、そういったものが一般的に米軍特殊部隊の役割と言えるものと思います。

湯浅

CV22 はそれの何をやるんですか。あるいはそれとどういう関わりがあるんですか。

防衛省

CV22、こちらは輸送機、人を運ぶような航空機になっておりますけれども、一般的には CV22 が輸送すると考えられるものにつきましては、特殊作戦部隊等、各種事態において、いろいろな先ほど言ったような特殊部隊の役割・任務、そういったものに従事するために CV22 で輸送するということになるかと思えます。

湯浅

ですから、さっき隠密裏にということを一一般的とは言ってますけれど、この AFSOC というのは、一般的など言われているようですが、特殊作戦部隊の空軍が担う軍なわけですよね。で、隠密裏にと言われていましたけれども、敵地への潜入とか、地上部隊を投入したり、あるいはそこから隠密裏に撤退したりとか、そういう部隊の輸送が CV22 の仕事であるところであっていいんですか。

防衛省（榮森）

おっしゃっていることは基本的には間違っていないのかなと思います。基本的に CV22 オス

プレイというのは輸送機でございますので空軍の特殊作戦部隊というのは、特殊作戦部隊というのは、アメリカの陸軍であったり海軍であったり、まあ空軍もそうなんですけれど、それぞれの軍種ごとに特殊作戦部隊というのは保有しております、そういう特殊作戦部隊を輸送する任務を空軍の部隊は持っている。

先ほどから、空軍特殊作戦コマンドというのは一体何だということでございますけれど、これは空軍とは書いていないんですけれど、特殊作戦コマンドと書いてあるんですけれど、これについては、各軍の特殊作戦を行う部隊の中央での司令部が特殊作戦コマンドといわれている組織というふうに承知をしております。

湯浅

AF ですからエアフォースですから空軍でしょう？

環境レビューにも空軍特殊作戦コマンドと書いてあるのですからそれは空軍だと思うんですけれど。その任務について環境レビューの中に何も書かれていないということは政府としては認識されているわけですか。環境レビューを読む限りでは 11 ページに特殊作戦コマンドの任務の概要という文章があるんですね。しかし、そこに書いてあるのは、各軍ごとにそれぞれ特殊作戦支援を行う部隊がいますよと書いてあるだけです。中味は何もわからないわけです。今、こちらから少しお聞きして、説明して、これがだいたいそうでしょうといわれたような内容についても何も書かれていないです。この環境レビューの中には。それがわからないと訓練空域で何をするのかわからないんですよ。

小原

今、ご説明のあった輸送機だからということであれば、それでは人員輸送の訓練しかないという解釈をされているんですか、我々は。先ほどの説明だとそういうふうに受け取れるんですが。他のことはしない？

そうじゃないんだったら、今、湯浅代表が言ったように、その辺の任務なりなんなりについて一定のこういうことですよというのを補足で出してもらわないとわからないですよ。

防衛省

まあ、輸送機でございますので当然、輸送の関係で、当然行うものなんですけど、基本的にこれまで説明させていただいた内容というものが、こういった先ほどらいから申し上げている通常の飛行訓練と、あとまあ低空飛行訓練、夜間飛行訓練とかも行われると承知をいたしております。

湯浅

承知しているんですか？承知しているけれども、環境レビューには低空飛行あるいは夜間飛行訓練についての記述というのはないですね。ないというふうに認識されているんですか。低空飛行という言葉が一箇所出てくるところありますけれど、それは中味についてはないんですよ。環境レビューには、夜間飛行、低空飛行については中味について一切書かれていないと私たちは見えていますけれど、政府としてはどうとらえているんですか？

防衛省

環境レビューの方では、具体的な訓練の内容について事細かに書かれているのではないというふうに承知をいたしておりますけれども。いずれにしてもこういった特殊作戦といえますか CV22 の配備の目的を達成するために必要となる訓練ということで先ほどらいから申し上げておりますとおり、通常の飛行訓練、低空飛行訓練とか夜間飛行訓練、こういったものが行われるということは承知をいたしております。

小原

環境レビューには書かれていないけれども日本政府の解釈としてそういうことはありうるということなんだ。

湯浅

承知してるんですか。

(承知しているんだ)

福本

5月の時の周辺自治体での説明では、低空と夜間やるということは説明してますよね。環境レビューには書かれていないけれども。そういうふうに政府として解釈しているということはいいんですね。

小原

さっき言われていたように明らかにはできないけれど協議はしてきたと、その中味だったとこちらは解釈するけどそれでいいですか。

小原

さっき、回答ができなかったホテルエリアの件、ここでいいですか。

外務省

先ほどは大変失礼しました。Ⅲの2) 申し上げることはふたつあります。エリアとしての範囲、これは容認をしているところではあります、日米安全保障条約上の目的を達成するために訓練というものが重要ですのでこれを行うということで、条約履行の上で不可欠な要素だと考えております。

2点目はそうは言っても自由に米軍が訓練を行ってよいというわけではなくてですね、公共の安全に妥当な考慮を払ったうえですると考えております。従って政府としてはですね、米軍の飛行訓練に際しては安全面に最大限の配慮・考慮を払うと共に、地元住民の皆様に与える影響を最小限に求めるよう申し入れてきてますし、今後も申し入れていく考えでございます。

質問の内容に沿って申し上げますと、1点目の日米安全保障条約のところですが、一般的に米軍は訓練を通じて能力の維持・向上を図るというのは軍隊の使命ですから、維持する上では不可欠ですから、日米安全保障条約では、我が国の安全、極東の平和と安全に寄与するためにそもそも軍隊の駐留が日本に認められておりますので、従ってそのことを訓練を含むそうした軍隊の機能に属する活動というものはやっていいと条約上認められておりますので、これにあたって訓練をしてもかまわないと、他方で、二つ目、どちらも

重要なのでどっちを重要だと言うかというのもあるんですが、訓練をするに当たっては安全に最大限の考慮をはらうことを申し述べておきます。

小原

関係する県の皆さんどうですか、群馬、長野、新潟……、この質問はその人口密集地ということで出しているんだけど。

外務省

そうですね。ここに書いていただいておりますけれど、これは他の演習場もなんだと思うんですけど、一般的にどこかで訓練をしなければいけないわけであって、どこかというところは書いていません。主にホテル地区はどこなのか、4箇所はですね。

そもそもわたしが申し上げたことは日米安保条約にもとづいて一般的に訓練を行う場合、訓練するには場所が必要ですね、場所というものを……

(外務省職員は、自信がないのか相手に聞いてもらうことを考えていないのか、小声ではっきりしておらず聞き取りにくい、腹立たしいこと限りない—編集者)

新倉

一点だけ。そういう説明をずっとこの間受けてきたんですけど、皆さん方の先輩方が作った地位協定の読み方・増補版を読むと、そういう書き方していないですよ。読みました？

外務省

買いました。

新倉

読んでくださいよ。冒頭、一番はじめにずっと重要なことが書いてあるんだけど、5条のところじゃなくて総論のところ、しっかり読めば今言った軍隊の駐留を認めていると、軍隊の属性として駐留を認めているということは＝訓練をすることまで含まれているから夜間野放しでやっていいんだ、ただ、安全は必要だから、妥当な配慮は必要だと、だけど、地位協定上勝手な訓練はできないというのが外務省の当初の立場だったんですよ。もう一回一緒に読んでもいいですよ。二人で勉強会一緒にやりましょうよ。

外務省

地位協定はそういった公共の安全に配慮すべきだとうのではないの？

新倉

もっと上のレベル、三木さんが首相だった時、訓練はあり得ないということは国会で繰り返し答弁している。いつの間にか変わっちゃったんですよ。今言った言い方に。

(どこで変わったのかということは明らかにされていないですよ)

小原

後 20 分位なんですよ。このままずっと行くと最後まで行ききれない。皆さんの方で関係する場所、このところというのを、手を挙げて聞いてください。

新倉

排熱についてうかがいましたけれど、具体的な数値、268 度と 66 度というのがありましたけれど、これは MV についてですよ。CV についてのデータはどうですか。

防衛省

あの MV の環境レビューに記載されているものを述べさせていただきましたけれども、機体自体はですね、変わりのないものでございますので、同様に認識していただいていると思います。

新倉

本当に同様ですか？

防衛省

機体についている細かい装備品的なもの、そういうものは細部ありますけれども、大きな機体としては同じものでございます。

新倉

それは日本政府の判断でしょう。これには書いてないですよ。

防衛省

環境レビューの位置づけなんですけれども、環境レビューにいろいろご質問をいただいているんですけれども、環境レビューに記載がされていないから、問題があるとかないとかいうのはちょっと違うのかなと思います。

新倉

いや、我々の手がかりはこれしかないから。皆さん、他の情報を持っているからそう言えるかも知れないけれど、もしそうだったら皆さんが持っている他の情報を出すべきですよ。我々はこれしか手がかりがない、だから書かれているか書かれていないか大きい問題なんですよ。

防衛省

本省としましても CV のオスプレイのパフレット、大きな機体の話であるとか、任務の話であるとかそういうものはオープンにさせていただけるようにしております。

新倉

あとは、指摘だけにとどめますけれども、排気デフレクターを使うと、排気は拡散されるからという話だったけれど、普天間のレビューを読んでも排気デフレクターを使った方が地表温度が高いと出てますよ。もう一回読んでください。217 度になっています。だから 1.3 倍で地表プラス 66 度よりも高いんです。排気デフレクターを使った方が。そういうふうに環境レビューに書いてあります。

福本

騒音の問題について先ほどきちんと答えられていないので、もう一度質問します。CV22 は C130、UH1 と同じ程度の騒音であるから問題でないというような発言でしたけれども、ご存じのようにうるささ指数を計算するときは飛行回数というのは計算の中に入るわけですよ。知ってますよねそんなことは。それなのに同じだという説明はどういう意味なのかさ

っぱりわかりません。絶対に周辺にうるさいということにおいていえば、今までの倍起きることは確実です。それから今回の環境レビューの中にもありましたけれども、トラフィックパターンですね、横田基地の、場周経路が書いてあって、わざわざ書いてある、ということは先ほども訓練空域の話がありましたけれども、横田基地周辺でもこういった旋回訓練であるとか低空飛行訓練、そういうものが行われる可能性があるということで、こういう図が書いてあると言うことで解釈しているんですけれども、そういうことが行われるのかどうかを質問したい。

それからもう一点なんですけれども、指揮系統ですね、それはどうなっているのか。これから我々ですね、抗議をしなければいけないんで、CV22 の部隊がですね、通常横田基地を使っているんで、その司令官に言えばいいのか、それとも空軍の第 5 空軍司令官に言えばいいのかそういう指揮系統がどうなっているのか、今回全くわからないので教えてください。

防衛省

今のご質問ですけど、CV22 が横田配備されるに伴って騒音が増すんじゃないかというふうなご懸念をされているということは私どもも十分認識をしております。これにつきましては当然のことながら、きちっと配備後に周辺の騒音の状況を確認して参りたいというふうに今考えております。

で、具体的な質問がありました、横田周辺の訓練というふうなところでございますけれども、当然のことながら航空機として配備されているものでございますので、そういった離発着にかかる訓練みたいなどかですね、そういった現在横田飛行場で C130 輸送機が行っているような訓練、具体的に申し上げますと編隊飛行訓練であるとかですね、あるいはいろいろ 投下訓練というのがおこなわれていると承知しておりますが、そういった訓練と同じような訓練が行われると承知をいたしております。

あと、場周経路の関係で、指揮系統が実際どうなんだというお尋ねがあったと思います。これにつきましては横田飛行場の周辺の空域につきましては横田の方に 374 空輸団の方がホスト部隊として空域の管制であるとかそういったことも含めて行っておりますので、横田飛行場の周辺を飛行する際に当たっては、当然のことながらそういった管制官の指示に従って飛行するものだと考えております。

金子

今に関連からいえば、指揮系統でいうと、指揮系統で聞きたいのは、管制は 374 なんですけど、この特殊コマンドの上部機関、指揮関係はどういうふうになっているのかということなんです。

防衛省

今、わたしの承知しているところでは、空軍特殊作戦コマンドというところが、上部の司令部としてありますので、横田に配備される CV22 の飛行部隊につきましてはその司令部の隷下に入るというようなことを承知しているところでございます。それ以上具体的な細か

いところはまだ承知しておりません。

金子

その司令部は太平洋空軍なのか、本国直轄なのか、そのところはまだわからない？

環境レビューの説明を受けたり、それ以前の接受国通報のところで説明受けているのに上部がどこかわからないなんて、そんな馬鹿な話があるわけがない。逆に言うとその説明がね、横田の空軍司令部がやったのか？という話になるわけでしょう。それも明らかにできないのでは、明らかにしていないのと、わかりませんという話と矛盾しているじゃない。その点どういうふうに考えているの？

(わからないのか、明らかにできないのか)

防衛省

承知しておらないということです。

(苦笑)

金子

なかなか難しい用語ですね。

小原

そういうのを聞くのが一番基本の基本じゃないですか。だって相手の組織の問題なんだから。

金子

それで横田の工事についていくつか聞いているんですが、先ほど答えは、米軍から説明受けていないとかですね、工事期間の説明受けていないという話でしたが、これ、どこの予算でやるんですか。

防衛省

アメリカ合衆国政府の予算です。

金子

米軍直轄予算でアメリカの会計年度で執行すると。そうすると、当然、米軍は、今まで国内でやる工事はみんな、その工事の入札してますからそれで出てくるというふうに認識していいですか。

防衛省

どういう入札、どこでどういう入札が公告されるのかということは承知をしてませんけれど、当然どこかで入札されるものだと思っております。

湯浅

それは外務・防衛官僚としてはそれを把握されていないんですか。21 ページに表がありますよね。2015 年度予算、2015 会計年度ということは、もうすでに去年の 10 月から始まっているわけでしょう。アメリカの会計年度、それで、今年の 9 月いっぱいを使い切る。ということはもう入札終わっているんじゃないですか。表の中で 10 項目くらいあるわけですよ。先ほど説明されていたように格納庫、シミュレーターを配備するとか、いう関連、一

一番大きいのは暫定駐機場建設（CV22 用の）これが 2015 年度アメリカ会計年度予算でやることで、その 4 分の 1 以上経っているんですよ。でそれを日本政府としては知らないんですか？

わたしは、この表を見たときに、配備そのものはもう決まっているんだなということがこの環境レビューに掲載されている表、フェーズ I の工事を始めますよということで、すでに決まっているというふうにはしか見えないんですけど、それも含めてちょっとお答えいただきたいですね。

防衛省

まず、あの、環境レビューには二つの工事が記載されていて、フェーズ I とフェーズ II ということでそれぞれあの、工事をする場所というのが違うわけなんですけれど、フェーズ I の工事なんですけれど、実際、入札公告自体については、ご存じかと思うんですが、FBO というホームページがありましてそれについて記載がなされておまして、私どもが米側から説明を受けているところによりますと、この工事というのが、CV22 の専用の工事ではなくて、通常の施設の一管理の施設の工事であると、いうふうなことで、ただまあ CV22 も使えるし、既存の航空機も使えますと、そういった工事が行われるというふうなことを聞いております。ただ、フェーズ II の工事については CV22 が使うというふうなことで聞いております。

湯浅

いずれにしても予備的な工事であるというふうには書いてありますけれども、予備的といっても、さっき言ったように CV22 の暫定駐機場と非常に具体的に書かれている、これが、予算が一番大きいんですよ。2015 会計年度予算の中で使うお金、CV22 ってちゃんと書かれていますよ。それが環境レビューが発表される、ある意味では前から、10 月はじめから使える予算として位置づけられていることがなぜこんなことが公表されるのか私には理解できない。もう配備は決まっているんですか？

（防衛省沈黙）

（これまでも防衛省・外務省が答えないために時間が無駄に流れるという事態がひんぱつしている。）

井上

長野県の井上と言います。

CV22 のホテルエリアで 17 市町村が訓練区域に相当するというので、地元でも大きな問題になっていますけど、先ほど公共の安全に配慮されるべきだ、そういう姿勢で交渉してまますよというスタンスでしたよね。それで、安全性、最大限配慮すべきと皆さんが考える安全性がどのように担保されるのか、その訓練、行われる訓練においてね、それにはたとえば墜落しないという安全性もあるだろうし騒音被害という安全性もあるでしょう。そのためには地元の自治体、市町村にとってみるとね、訓練がいつどのような形で行われるのか事前に承知していないと、危機管理もできないわけですよ。いつている意味わかりますよ

ね。だから少なくとも訓練、配備そのものに反対ではありませんけれども、多分今後粛々と CV が横田に配備をされてホテルエリアでも訓練が強行されていくことを想定していくと、やはりその訓練の日時、飛行ルート等々が、しっかり事前に情報開示されて、地元の自治体を通して住民に周知される、そのことがないと、地元住民の、国民の生命・身体の安全が守れないわけですね。その点についての考え方を、これ、多分いろんな自治体の長からも求められていることだと思いますけれど、防衛省外務省の考えをお聞きしたいと思います。

米軍の運用に関することなので米軍には申し伝えますという回答は、今まで何度も聞いているんだけど、それ以上に踏み込んでいかないと日本国民、地域住民の安全は担保されないと思うのですがいかがでしょうか。

小原

これ、長野に限ったことじゃないですから。

(しばらく沈黙)

井上

米軍の運用に関することだから、事前に情報開示できませんというのならそれをはっきりさせてくださいよ。

少なくとも、たとえば日米共同訓練、関山演習場でも行われましたがオスプレイを運用するという訓練は見送られたけれど、一応その日米共同演習の概要については地元自治体にも説明がありましたよ。ホームページにも公開されてましたよ。そのようなことを CV の訓練に当たっても同様の措置を日本側から米側に求めますと、いう気持を持っているか持っていないか、そこだけでもはっきり教えてください。

防衛省

あの、訓練のなんですか、米軍の訓練がいつどこで行われるのかという問題だと思います。これについては先ほど外務省さんからもお答えさせていただいたところでございますけれども、米軍というのは安保条約達成のために日本国に駐留しているものでございます。そして、で、その条約の目的達成のために行われる軍隊の機能の下に行われる訓練というのは、日本国内で行われるのは、当然条約の前提とされているところでございます。そういった訓練をいつどこで行うかというふうなことにつきましては米軍から事前にお知らせとかを通報するという義務のないところではございますけれども、他方で訓練を行うに当たって、先程来申し上げている安全性を最大限に確保していく、地元を与える影響を最小限にしていくというようなことは、米側も当然ながら認識をいたしておりまして、我が方としても、申しれを引き続き行っているというふうなことでございます。

小原

そうすると、具体的に、じゃあ、何日か前くらいまでには、たとえば関連する防衛局が情報をとって自治体に知らせるとか、こういうことですか。

今の時点ではそういう答えかも知れないけれど。だって、長野からあったように、安全性

を確保する上では基本でしょうそれが、どういうときにどういう場所で行われるかということが。何にもなければ、具体的にそれがなきゃ、担保されないわけですよ、安全性の問題が。

新倉

事前通告が義務になっているでしょう。航空法 3 条だけ米軍に適用されている。

防衛省

航空法は 2 条しか適用でなくて.....。

新倉

2 条のうちのひとつはなんですか。69, 67, 68 は適用されているでしょう。

防衛省

いや、航空特例法で

新倉

特例法があってもなおかつ 3 条は適用されているのが現状でしょう。フライトプランが出されているじゃないですか。事前通告してますよ。嘘は言わない方がいいです。あと、それを開示するかどうかという問題が残っているだけで、米軍はちゃんと事前通告しているでしょう。日本政府には。ただ、自治体までそれが降りてこない。国民にはそれを知らせない、それだけじゃないですか。

防衛省

フライトプランについてはまさにおっしゃるとおり、航空特例法上、米軍に対しては二つのところになってございますけれど、ご質問されている方にはすでによくご存じだと思うんですけど、ひとつは管制官の指示に従って飛行するというふうなところの条文が適用になっていると、もうひとつについては、今おっしゃられたようにフライトプランの提出というのが条項があります、それについては航空特例法上でも適用になっているのはわたしも承知しているところです。

新倉

義務はないと始めに断定するのは間違いでしょう。

防衛省

ただ、あの、言わしていただきたいのは、フライトプランについては提出の目的というのが航空交通安全の確保という観点から提出されているものでございまして、その辺の今わたしが申し上げている性格と別な目的で適用されているとうかがってますので、それはちょっと違う性質なのかなと考えているところでございます。担当ではないのでこれ以上詳しい話は承知はしていないんですが、私はそういうふうと考えております。

小原

横田の周辺自治体もそうなんだけれど、これから丁寧に説明していくということもあるわけだから、先ほど長野から指摘もあったように、訓練が予定されているところに対してはという説明をされるんですかということなんだよ。それは別にさ米軍の関係で明らかに

できませんよということじゃなく、あなたたちのスタンスでそういうつもりでいますかと聞いているんだよ。

道田

井上さんが言われたことをもう一回、この4箇所の空域については市町村側も本当に求めている事前の飛行計画を事前に入手して開示してくれということについて、これは免除されているという、そういう理解でいいんですか。提供訓練空域であらためてそれに重なって指定されたという理解なんですか。

防衛省

CV22の横田飛行場配備に伴って、新たに訓練空域を設定するとかそういったことではございません。たとえば地元自治体の方々からは、引き続きの情報提供とか説明というのを求められておりますので、米側から情報が得られたものにつきましてはご説明をしていきたいと考えております。

道田

前半部分の新たにということであると、提供訓練空域の通常の訓練だからその訓練の何機CV22が出発してどこに戻ってくるということは求めないと、そういうふうに聞こえたんですけどそれでいいんですか。

それと全く質が違うんですけど、後半のね、新倉さんがさっき指摘してる国土交通省の交通局にはフライトプランが出てるんでしょう。出てるんですよ。違う省だけど、そのフライトプランが出てるんだから、同じ政府機関の国土交通省が持っているフライトプランについて、まあファックスシートみたいなやつ、略式のフライトプランだけど、かたや市町村はその開示情報、事前情報をほしがっているんだから、市町村の求めに応じて国土交通省が持っているフライトプランを防衛省・外務省が入手して市町村に伝えようという努力はしないんですか。

防衛省

繰り返しになって恐縮なんですけれど、フライトプランというものは航空交通安全の確保のために追求されているものだというふうに考えておりますので、それはちょっと地元の自治体にお知らせする通告というものとは違うと考えております。

(航空交通安全のために開示しろと言っているんだよ)

新倉

防災ヘリが飛ぶとか、ドクターヘリが飛ぶとかそういうふうに自治体が持っているヘリが飛ぶわけですよ。そういう時にあらかじめオスプレイの飛行ルートと時間がわかっているならば、自治体の持っているヘリも飛行できると、衝突を回避できるルートを設定するとか航空交通安全から見たって、それは絶対に必要な情報ですよ。

(交通安全の観点から遮断しているんだよ。阻害しているんじゃないのか)

防衛省

まさに航空安全のためにフライトプランがあるので……。

(だからそのために公表しろと)

防衛省

だからそれはすでに航空交通管制官の方に出ているものですので、そういった事前のお知らせとは性質の違うものだと考えております。

金子

自治体の求めている安全のために、どうしてだめなの。

新倉

じゃあ、自治体の側は管制官に聞けば教えてくれるんですか。うちのヘリ飛ばしたいんだけどもオスプレイとバッチィングしないようなコース作りたいんだけども教えてちょうだいって言ったら教えてくれるんですか。管制官は。

防衛省

航空交通管制については私はちょっと担当じゃないので、確かなところは承知していませんけれども、ちょっと性格が違うのかなっていう

鈴木

性格違おうと違うまいと、安全を配慮するってさっき言ってるじゃん。安全で最大限の配慮。(非常に有効な配慮だよ)(言葉だけじゃないか安全な配慮って)

防衛省

あの、途中で入って申し訳ないんですけど、本日要請内容の中でフライトプランについて書いていないのでフライトプランの.....

小原

だからアメリカ側から情報をとった場合に速やかにお知らせするということがあったから、フライトプランというのもひとつの情報でしょうってこちらは言っているんだよ。

湯浅

長い時間、本当にありがとうございました。我々としては今日のやりとりの中で宿題がたくさんあったということだけが印象としてあることと、多分今まで2回やらせていただいた方と担当の方が、ほとんど皆さん変わられていて、引き継ぎが十分なされていないのではないかとということを感じました。そこはちゃんと引き継いでいただかないとわたしたちの側はある意味では継続しているつもりでやりとりさせていただいていますので、是非とも前任の方の結果を引き継ぎをちゃんとしていただきたいと思います。で、宿題としてひとつひとつあげていくとかなりたくさん残っていますのでもう一回文書かなんかで再質問的なものをこちらとしては用意して、その場合、今日のような形になるのか、どのような形でやりとりするか、あるいは文書で答えてもらうかわかりませんが、今日やりとりをした中で、20何人いるんですけど、それぞれ消化不良のまま終わっているところが相当あるので、それを文書化して再度質問項目を作り直したいと思うのでよろしくをお願いします。

矢野

代表、申し訳ないんですけど、事故率だけ、さっき、14年9月で2.12と答えられましたけれど、3.69という数字が出ているのは承知していると思うんですよ。で、これからも2.12で説明されるんですか。

防衛省

その数字自体が米国として正式に発表して出しているものではないので.....。

矢野

そんなことはないですよ。米海兵隊の発表ですよ。

防衛省

ですので、もちろん、今、日本側としても先ほど2014年9月でしたね、それをもらっているところで、15年9月のものについてもそろそろ出てもいい頃なので、いや、時間かかるんですよ。もちろん日本としては提供を申し入れてますので、それはしっかりした正しい米側の数値を。

小原

ということは答えれたのはアメリカの公式なもので、これは（最新のは）非公式なものだということですか。

矢野

米海兵隊による数字だということの説明されていることですよ。

防衛省

まあ記事にはそう書いてありますが。

矢野

それ、問い合わせたの？

防衛省

確認してます。

矢野

確認しているところ？返事はまだないということね。

湯浅

どちらにしてもその前の数値、12年の9月はどうであったか、上昇してますよということがちゃんとわかるように後ほど答えていただいて。

防衛省

まあ、上昇しているかどうか、数値をいただいている上で。

湯浅

いやいやすでに1.9から2.1まで上がっているわけだから。そのことも含めて再質問の中に入れてさせていただきますので。今後とも私たちとしては、納得のいくご回答を今日いただいたというふうには思っておりませんので、これからも継続してやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。